昭和58年度

第五回学区審議会資料 /1月28日(月)

船橋市教育委員会

第五回学区審議会要項

- 1. 日 時 昭和58年11月28日 (月) 午後2時~ 4時
- J. 場 所序 船橋市役所方舍 60.2 会議室 (6階)
- 3. 会の順於
 - 11) 学区審議会会長挨拶
 - (2) 新設校学区に関する問題点の審議。
 - (3) その他

仮称法典第二小学校学区設定資料

- (1) 地区からの主な質問 意見 要望など (主に喜飾小から)
 - ① 仮称法典第二小学校関係
 - ・新6年生は萬餘小学校に残してもらいたい.
 - ・ A 地区は現在と同じ許可地区としてもらいたい。 (時間的には新設小学校へ行くにも夢飾小へ行くにも同じ)
 - ・通学路の拡幅整備をしてもらいたい.

② 進学中学校関係

- ・新設小学校の卒業生が行田中学校に入学するのはいやだ。
- ・近い中学になぜ通学できないのか。(行田中学校→2900m) 萬飾中学校→2400m)
- ・ 夢飾中学校への許可地区にしてもらいたい。 (A地点から行田中学校まで50分位かかる。)
- ・法典/丁目連合会館横の道路を利用して行田中学校に通学するようになるがとても淋しく危険な道路だ。 (行田中学校への通学路の方が危険が多い・)

(2) 事務局として

- 仮称法典第二小学校関係
 - ・転学移行に際しては新/年生~新6年生までを対象の原則としている。
 - ・地域に建設される学校であり学区に予定される地域は 船橋市内でも決して広い学区ではない.
 - ・学校すでの通学距離は船橋市の原則である」Kが以内である。
 - ・市道については道路の拡幅 段差歩道 防犯燈の設置等 実施が予定されている。県道についても実施計画をはや めてもらうよう要請している。

② 進学中学校関係 (参考)

・昭和58年度の学区設定は仮称法典第二小学校であるが 小中の関連から卒業生の進学中学は行田中学校を考えている。ただし夢飾中学校への許可地については安全面から みて船橋裕戸線の片側工事終了の時期(昭和61年3月31日) 等を考えて許可の延長が適当と思われる。